

## 亀岡市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月28日

亀岡市監査委員 竹田 幸生

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の種類

令和3年度財政援助団体等監査

#### 2 監査の対象年度

令和2年度

#### 3 監査の対象

- (1) 一般社団法人亀岡市観光協会の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について
- (2) 産業観光部商工観光課の財政的援助等に係る事務の執行について

#### 4 監査の着眼点

##### (1) 財政援助団体

亀岡市が補助金等の財政的援助を行っている団体について、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

#### 5 監査の主な実施内容

令和2年度に亀岡市から監査対象団体へ交付された補助金等の中から抽出して監査を行った。

監査対象団体及び所管課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し、監査を実施した。

## 6 監査の実施場所及び日程

### (1) 監査の実施場所

監査委員室

### (2) 監査日程

団体名	監査期間	ヒアリング実施日
一般社団法人 亀岡市観光協会	令和3年12月21日から 令和4年3月17日まで	令和4年2月18日

## 7 監査委員の除斥

当該監査にあたって、関本孝一監査委員は地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥とした。

## 第2 監査の結果

### 1 一般社団法人亀岡市観光協会の概要及び結果

#### (1) 団体の概要

##### ア 設立の目的・事業

一般社団法人亀岡市観光協会（以下「観光協会」という。）は、観光事業の健全な発展を図り、亀岡市の産業振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的としている。

これらの目的を達成するために、主に次の事業を行っている。

- (ア) 観光地及び物産の宣伝紹介事業
- (イ) 観光施設の整備拡充事業
- (ウ) 観光資源の開発拡充事業
- (エ) 観光事業に関する調査、研究、指導事業
- (オ) 観光案内所の運営事業
- (カ) 旅行業法に基づく旅行業
- (キ) 観光物産品及び酒類の販売事業
- (ク) 観光事業を行う機関、並びに団体との連絡協調事業
- (ケ) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

##### イ 組織（令和3年3月31日現在）

- (ア) 役員 理事 35人  
（うち会長1人、副会長4人）
- 監事 2人

(イ) 事務局	事務局長	1人
	事務局次長	1人
	主任	1人
	主事	1人
	嘱託職員	3人
	臨時職員	11人
(ウ) 会 員		259人

## (2) 補助金の概要

令和2年度に亀岡市から観光協会へ交付された補助金総額は54,773,000円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名称	補助金額	補助内容
観光協会運営費補助金	19,733,000	観光協会の運営に係る職員等の人件費の一部に対する補助
観光協会宣伝事業等補助金	3,314,000	観光資源の掘り起こしや磨き上げ等につながる事業の実施等に対する補助
観光協会事務所等維持管理補助金	4,004,000	観光協会事務所等の維持管理に係る費用の一部に対する補助
計	27,051,000	

## (3) 監査の結果

### ア 観光協会に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

### イ 産業観光部商工観光課に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。